

からざれば、わけてあはれみをかけ、江戸に下るにのぞみて、濱荻は與左衛門にわが父母もろどもに、江戸へくだりたきよしの願を申しけるに、許されざりければ、客にかたらし、事のよしを歎きけるに、其客豪富のあき人にて、彼が孝心を感じいとやすき望みかなとて、路資をあたへて、あるじ與左衛門に頼みけるに、費をいとへばこそ、かれが願ひも聞ざりしなりとて、こともなげに承け引きたれば、濱荻はふたおやをも伴ひつゝ、下りけり、濱荻勤めの中をこたりなければ、他の遊女もこれにならひて、その家繁榮し、主人も亦數多の益を得たれば、高砂といへる茶店をしつらひ、濱荻が親達につかはしたり、かの濱荻はたしなみよくて身をつゝし、しみ、明けくれに父母をかへり見て、勤めながらも日々に親のもとへ行きかよひけり。○下

〔續日本紀十九〕天平勝寶六年十月乙亥、勅官人百姓不畏憲法、私聚徒衆、任意雙六、至於淫迷、子無順父、終亡家業、亦虧孝道、因斯遍仰京畿七道諸國、固令禁斷。○下

〔續日本紀二十〕天平寶字元年四月辛巳、勅曰、○中古者治民安國、必以孝理、百行之本、莫先於茲、宜令天下家藏孝經一本、精勤誦習、倍加發、百姓間有孝行通人、鄉閭欽仰者、宜令所由長官具以名薦、其有不孝不恭、不友不順者、宜配陸奥國桃出羽國小勝、以清風俗、亦捍邊防。

〔明良洪範〕寛文ノ末凶年打續ケル故、乞食共多、柳原土手ニ小屋ヲ掛御扶持ヲ下サレケル所ニ、下谷三枚橋ニ老タル母ヲ背ニ負タル非人有リ、著スベキ衣類モナク、腰ノ立ヌ母ヲ養フ也、柳原ノ小屋迄モ行事ナラスシテ、橋ノ上ニ居由上聞ニヤ達シケン、別ニ御扶持米ヲ下サレ、小屋モ得ザセ、其町内へ母子ノ世話致遣ハズベキ由仰付ラレケル、孝心台聽ヲ動シケル、此事ヲ傳へ聞キ、奸惡ノ者母ヲ負テ往來スル者アリ、是ハ假ニ雇タル母ナレバ、日暮ニ及ベバ東西へ別レ去ル、其時貰シ米錢ノ數ヲ互ニ論ジ、握ミ合ナドシケル、此事上ヲ僞ルニ似タル事ナレバ、悉ク禁ジラルベキヤト、町奉行ヨリ申立評議ノ時、重矩○板申サレケルハ、惡事サへ似セタル者ハ本罪ヨリ輕